

10.30

意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるために必要な要件

意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるためには下記の要件を満たしていなければならない。

記

1. 意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の行為に起因して、その意匠が下記の意匠に該当するに至ったものであること。
 - (1) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
 - (2) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。
2. 上記1.の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。
3. 上記1.の意匠が初めて公開された日から6月以内に意匠登録出願をしていること。